不利益処分に係る処分基準　個票

処分ID	4171001	処分名	法令等の違反に対する措置命令		
区分	不利益処分・法令	処分権者	市長		
担当部署	部	健康福祉部	課	健康福祉政策課	
根拠規定	社会福祉法			第56条第6項	
基準規定	①	社会福祉法		第56条第6項	
	②				
	③				

処分基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	
	非公開該当		未設定理由			

社会福祉法第56条第4項に規定する勧告を受けた社会福祉法人が，正当な理由がないのに当該勧告に係る措置をとらなかったときは，当該社会福祉法人に対し，期限を定めて，当該勧告に係る措置をとるべき旨を命ずることができる。

別紙『社会福祉法人の認可について（通知）（平成12年12月1日障890・社援2618・老発794・児発908）』，『社会福祉法人の認可について（通知）（平成12年12月1日障企59・社援企35・老計52・児企33）』及び『社会福祉法人指導監査要綱の制定について（平成29年4月27日雇児発7・社援発1・老発1）』による。

標準処理期間	設定の有無		当初設定日		最終更新日	
	期間					
聴聞等	弁明の機会の付与					
備考						

不利益処分に係る処分基準　個票

処分ID	4171002	処分名	社会福祉法人の業務停止命令		
区分	不利益処分・法令	処分権者	市長		
担当部署	部	健康福祉部	課	健康福祉政策課	
根拠規定	社会福祉法			第56条第7項	
基準規定	①	社会福祉法		第56条第7項	
	②				
	③				

処分基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	
	非公開該当		未設定理由			

社会福祉法人（主たる事務所が市の区域内にある社会福祉法人であってその行う事業が当該市の区域を越えないものに限る。）が法第56条第6項に基づく命令に従わないときは，当該社会福祉法人に対し，期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ，又は役員の解職を勧告することができる。

別紙『社会福祉法人の認可について（通知）（平成12年12月1日障890・社援2618・老発794・児発908）』，『社会福祉法人の認可について（通知）（平成12年12月1日障企59・社援企35・老計52・児企33）』及び『社会福祉法人指導監査要綱の制定について（平成29年4月27日雇児発7・社援発1・老発1）』による。

標準処理期間	設定の有無		当初設定日		最終更新日	
	期間					
聴聞等	弁明の機会の付与					
備考						

不利益処分に係る処分基準　個票

処分ID	4171003	処分名	社会福祉法人の解散命令		
区分	不利益処分・法令	処分権者	市長		
担当部署	部	健康福祉部	課	健康福祉政策課	
根拠規定	社会福祉法			第56条第8項	
基準規定	①	社会福祉法		第56条第8項	
	②				
	③				

処分基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	
	非公開該当		未設定理由			

社会福祉法人（主たる事務所が市の区域内にある社会福祉法人であってその行う事業が当該市の区域を越えないものに限る。）が,法令，法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき，又は正当の事由がないのに1年以上にわたってその目的とする事業を行わないときは，解散を命ずることができる。

別紙『社会福祉法人の認可について（通知）（平成12年12月1日障890・社援2618・老発794・児発908）』,『社会福祉法人の認可について（通知）（平成12年12月1日障企59・社援企35・老計52・児企33）』及び『社会福祉法人指導監査要綱の制定について（平成29年4月27日雇児発7・社援発1・老発1）』による。

標準処理期間	設定の有無		当初設定日		最終更新日	
	期間					
聴聞等	聴聞					
備考						

不利益処分に係る処分基準　個票

処分ID	4171004	処分名	公益事業及び収益事業の停止命令		
区分	不利益処分・法令	処分権者	市長		
担当部署	部	健康福祉部	課	健康福祉政策課	
根拠規定	社会福祉法			第57条	
基準規定	①	社会福祉法		第57条	
	②				
	③				

処分基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	
	非公開該当		未設定理由			

法第26条第1項の規定により公益事業又は収益事業を行う社会福祉法人（主たる事務所が市の区域内にある社会福祉法人であってその行う事業が当該市の区域を越えないものに限る。）につき，次のいずれかに該当する事由があると認めるときは，当該社会福祉法人に対して，その事業の停止を命ずることができる。
(1) 当該社会福祉法人が定款で定められた事業以外の事業を行うこと。
(2) 当該社会福祉法人が当該収益事業から生じた収益を当該社会福祉法人の行う社会福祉事業及び公益事業以外の目的に使用すること。
(3) 当該公益事業又は収益事業の継続が当該社会福祉法人の行う社会福祉事業に支障があること。

別紙『社会福祉法人の認可について（通知）（平成12年12月1日障890・社援2618・老発794・児発908）』，『社会福祉法人の認可について（通知）（平成12年12月1日障企59・社援企35・老計52・児企33）』及び『社会福祉法人指導監査要綱の制定について（平成29年4月27日雇児発7・社援発1・老発1）』による。

標準処理期間	設定の有無		当初設定日		最終更新日	
	期間					
聴聞等	弁明の機会の付与					
備考						

不利益処分に係る処分基準　個票

処分ID	4172001	処分名	職権による保護の変更		
区分	不利益処分・法令	処分権者	社会福祉事務所長		
担当部署	部	健康福祉部	課	保護課	
根拠規定	生活保護法			第25条第2項	
基準規定	①	生活保護法		第25条第2項	
	②				
	③				
処分基準	設定の有無	有	当初設定日	平成28年4月1日	最終更新日 令和3年3月23日
	非公開該当		未設定理由		
	被保護者の生活実態を調査し，病気治療等で申請変更ができないとき及び保護基準の改定等保護の程度変更を必要と認めるときは，職権をもってその決定を行う。				
標準処理期間	設定の有無		当初設定日		最終更新日
	期間				
聴聞等	適用除外				
備考	昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通達				

不利益処分に係る処分基準　個票

処分ID	4172002	処分名	保護の停止、廃止		
区分	不利益処分・法令	処分権者	社会福祉事務所長		
担当部署	部	健康福祉部	課	保護課	
根拠規定	生活保護法			第26条	
基準規定	①	生活保護法		第26条	
	②				
	③				

処分基準	設定の有無	有	当初設定日	平成28年4月1日	最終更新日	令和3年3月23日
	非公開該当		未設定理由			

保護の実施機関は，被保護者が保護を必要としなくなったときは，すみやかに，保護の停止又は廃止を決定する。

〇生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知）
第7の12
1　保護を停止すべき場合
(1) 当該世帯における臨時的な収入の増加，最低生活費の減少等により，一時的に保護を必要としなくなつた場合であって，以後において見込まれるその世帯の最低生活費及び収入の状況から判断して，おおむね6か月以内に再び保護を要する状態になることが予想されるとき。
なお，この場合には，以後において見込まれる当該世帯の最低生活費及び収入充当額に基づき，停止期間（原則として日を単位とする。）をあらかじめ定めること。
(2) 当該世帯における定期収入の恒常的な増加，最低生活費の恒常的な減少等により，一応保護を要しなくなつたと認められるがその状態が今後継続することについて，なお確実性を欠くため，若干期間その世帯の生活状況の経過を観察する必要があるとき。
2　保護を廃止すべき場合
(1) 当該世帯における定期収入の恒常的な増加，最低生活費の恒常的な減少等により，以後特別な事由が生じないかぎり，保護を再開する必要がないと認められるとき。
(2) 当該世帯における収入の臨時的な増加，最低生活費の臨時的な減少等により，以後おおむね6か月を越えて保護を要しない状態が継続すると認められるとき。

標準処理期間	設定の有無		当初設定日		最終更新日	
	期間					
聴聞等	適用除外					
備考	昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通達					

不利益処分に係る処分基準　個票

処分ID	4172006	処分名	扶養義務者からの費用徴収		
区分	不利益処分・法令	処分権者	社会福祉事務所長		
担当部署	部	健康福祉部	課	保護課	
根拠規定	生活保護法			第77条第1項	
基準規定	①	生活保護法		第77条第1項	
	②				
	③				

処分基準	設定の有無	有	当初設定日	平成28年4月1日	最終更新日	令和3年3月23日
	非公開該当		未設定理由			

被保護者に対して民法の規定により扶養の義務を履行しなければならない者があるときは，その義務の範囲内において，保護費を支弁した市長は，その費用の全部又は一部を，その者から徴収することができる。

〇生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知）
3　扶養の履行について
(1) 扶養義務者が十分な扶養能力があるにもかかわらず，正当な理由なくして扶養を拒み，他に円満な解決の途がない場合には，家庭裁判所に対する調停又は審判の申立てをも考慮すること。この場合において，要保護者にその申立てを行わせることが適当でないと判断されるときは，社会福祉主事が要保護者の委任を受けて申立ての代行を行ってもよいこと。
(2) (1)の場合において，必要があるときは，(1)の手続の進行と平行してとりあえず必要な保護を行い，家庭裁判所の決定があった後，法第77条の規定により，扶養義務者から，扶養可能額の範囲内において，保護に要した費用を徴収する等の方法も考慮すること。
なお，法第77条の規定による費用徴収を行なうに当たっては，扶養権利者が保護を受けた当時において，当該扶養義務者が法律上の扶養義務者であり，かつ，扶養能力があったこと及び現在当該扶養義務者に費用償還能力があることを確認すること。

標準処理期間	設定の有無		当初設定日		最終更新日	
	期間					
聴聞等	適用除外	行政手続条例第13条第2項第4号に該当するため				
備考						

不利益処分に係る処分基準　個票

処分ID	4172007	処分名	不正受給者からの費用徴収		
区分	不利益処分・法令	処分権者	社会福祉事務所長		
担当部署	部	健康福祉部	課	保護課	
根拠規定	生活保護法			第78条	
基準規定	①	生活保護法		第78条	
	②				
	③				
処分基準	設定の有無	有	当初設定日	令和5年2月1日	最終更新日
	非公開該当		未設定理由		
	別紙『保護の実施決定に係る判断基準取扱指針及び実施要領(基準10)』による。				
標準処理期間	設定の有無		当初設定日		最終更新日
	期間				
聴聞等	適用除外	行政手続条例第13条第2項第4号に該当するため			
備考	生活保護手帳（別冊問題集）（第446号）				

不利益処分に係る処分基準　個票

処分ID	4172010	処分名	支援給付の変更、停止、廃止		
区分	不利益処分・法令	処分権者	社会福祉事務所長		
担当部署	部	健康福祉部	課	保護課	
根拠規定	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律				第14条第4項
基準規定	①	生活保護法			第62条第3項
	②				
	③				

処分基準	設定の有無	有	当初設定日	平成28年4月1日	最終更新日	令和3年3月23日
	非公開該当		未設定理由			

(1) 生活の維持、向上その他支援給付の目的達成に必要な指導又は指示に支援給付を受けた者が従わなかったときは、支援給付の変更、停止又は廃止をすることができる。
(2) (1)の指導指示は、口頭により直接当該被支援者（これによりがたい場合は、当該世帯主）に対して行うことを原則とするが、これによって目的を達せられなかったとき、または目的を達せられないと認められるとき、及びその他の事由で口頭によりがたいときは、文書による指導指示を行うこととし、当該被支援者が文書による指導指示に従わなかったときは、必要に応じて生活保護法第６２条の規定の例により所定の手続を経たうえ当該世帯又は当該被支援者に対する支援給付の変更、停止又は廃止を行うこと。

標準処理期間	設定の有無		当初設定日		最終更新日	
	期間					
聴聞等	適用除外	行政手続法第13条第2項第4号に該当するため				
備考	「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の実施要領について」（平成26年9月9日付け社援発0909第3号厚生労働省社会・援護局長通知）					

不利益処分に係る処分基準　個票

処分ID	4172011	処分名	支援給付の変更、停止、廃止		
区分	不利益処分・法令	処分権者	社会福祉事務所長		
担当部署	部	健康福祉部	課	保護課	
根拠規定	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律			第14条第4項	
基準規定	①	生活保護法		第62条第3項	
	②				
	③				

処分基準	設定の有無	有	当初設定日	平成28年4月1日	最終更新日	令和3年3月23日
	非公開該当		未設定理由			

(1) 生活の維持、向上その他支援給付の目的達成に必要な指導又は指示に支援給付を受けた者が従わなかったときは、支援給付の変更、停止又は廃止をすることができる。
(2) (1)の指導指示は、口頭により直接当該被支援者（これによりがたい場合は、当該世帯主）に対して行うことを原則とするが、これによって目的を達せられなかったとき、または目的を達せられないと認められるとき、及びその他の事由で口頭によりがたいときは、文書による指導指示を行うこととし、当該被支援者が文書による指導指示に従わなかったときは、必要に応じて生活保護法第６２条の規定の例により所定の手続を経たうえ当該世帯又は当該被支援者に対する支援給付の変更、停止又は廃止を行うこと。

標準処理期間	設定の有無		当初設定日		最終更新日	
	期間					
聴聞等	適用除外	行政手続法第13条第2項第4号に該当するため				
備考	「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の実施要領について」（平成26年9月9日付け社援発0909第3号厚生労働省社会・援護局長通知）					

不利益処分に係る処分基準　個票

処分ID	4172012	処分名	支援給付の変更、停止、廃止		
区分	不利益処分・法令	処分権者	社会福祉事務所長		
担当部署	部	健康福祉部	課	保護課	
根拠規定	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律				第14条第4項
基準規定	①	生活保護法			第62条第3項
	②				
	③				

処分基準	設定の有無	有	当初設定日	平成28年4月1日	最終更新日	令和3年3月23日
	非公開該当		未設定理由			

(1) 生活の維持、向上その他支援給付の目的達成に必要な指導又は指示に支援給付を受けた者が従わなかったときは、支援給付の変更、停止又は廃止をすることができる。
(2) (1)の指導指示は、口頭により直接当該被支援者（これによりがたい場合は、当該世帯主）に対して行うことを原則とするが、これによって目的を達せられなかったとき、または目的を達せられないと認められるとき、及びその他の事由で口頭によりがたいときは、文書による指導指示を行うこととし、当該被支援者が文書による指導指示に従わなかったときは、必要に応じて生活保護法第６２条の規定の例により所定の手続を経たうえ当該世帯又は当該被支援者に対する支援給付の変更、停止又は廃止を行うこと。

標準処理期間	設定の有無		当初設定日		最終更新日	
	期間					
聴聞等	適用除外	行政手続法第13条第2項第4号に該当するため				
備考	「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の実施要領について」（平成26年9月9日付け社援発0909第3号厚生労働省社会・援護局長通知）					

不利益処分に係る処分基準　個票

処分ID	4172013	処分名	職権による支援給付の変更		
区分	不利益処分・法令	処分権者	社会福祉事務所長		
担当部署	部	健康福祉部	課	保護課	
根拠規定	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律				第14条第4項
基準規定	①	生活保護法			第25条第2項
	②				
	③				

処分基準	設定の有無	有	当初設定日	平成28年4月1日	最終更新日	令和3年3月23日
	非公開該当		未設定理由			

保護の要否，種類，程度及び方法の変更が必要と認めるときは、すみやかに、その決定を行い、書面により支援給付を受ける者に通知しなければならない。

標準処理期間	設定の有無		当初設定日		最終更新日	
	期間					
聴聞等	適用除外	行政手続法第13条第2項第4号に該当するため				
備考						

不利益処分に係る処分基準　個票

処分ID	4173001	処分名	老人居宅生活支援事業等に係る措置の解除		
区分	不利益処分・法令	処分権者	市長		
担当部署	部	健康福祉部	課	長寿社会課	
根拠規定	老人福祉法			第10条の4第1項	
基準規定	①	老人福祉法		第12条	
	②				
	③				

処分基準	設定の有無	有	当初設定日	令和3年3月26日	最終更新日	令和3年3月26日
	非公開該当		未設定理由			

老人福祉法第10条の4第1項の規定により措置等を受けていた者が次の各号のいずれかに該当するときは，当該措置を解除するものとする。
(1)介護老人保健施設に入所する等により，家族等の虐待又は無視の状態から離脱し，介護保険法に基づく介護サービスの利用に関する契約を行うことができるようになったとき。
(2)成年後見制度等に基づき，本人を代理する後見人等を活用することにより，介護保険法に基づく介護サービスの利用が可能になったと認めるとき。
(3)上記に掲げるもののほか，対象者がやむを得ない事由の解消により介護保険法に基づく介護サービスの利用が可能になったと認めるとき。

標準処理期間	設定の有無		当初設定日		最終更新日	
	期間					
聴聞等	適用除外	老人福祉法第12条の2の規定が適用されるため				
備考						

不利益処分に係る処分基準　個票

処分ID	4173003	処分名	養護老人ホーム等への入所措置等の解除		
区分	不利益処分・法令	処分権者	社会福祉事務所長		
担当部署	部	健康福祉部	課	長寿社会課	
根拠規定	老人福祉法			第11条第1項	
基準規定	①	老人福祉法		第12条	
	②	鈴鹿市老人ホーム入所措置等実施要綱		第5条の2	
	③				

処分基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	令和3年3月26日
	非公開該当		未設定理由			

〇鈴鹿市老人ホーム入所措置等実施要綱
（措置の廃止）
第5条　2　次の各号の一に該当するに至ったときは，その時点において，措置を廃止するものとする。
(1)措置の基準に適合しなくなったとき。
(2)入院その他の理由により養護老人ホーム又は養護受託者の家庭以外の場所で生活する期間が，3か月以上にわたることが明らかに予想される場合又はおおむね3か月を超えるに至ったとき。

標準処理期間	設定の有無		当初設定日		最終更新日	
	期間					
聴聞等	適用除外	老人福祉法第12条の2の規定が適用されるため				
備考						

不利益処分に係る処分基準　個票

処分ID	4174001	処分名	障害児通所給付費等の給付決定（通所給付決定）の取消し		
区分	不利益処分・法令	処分権者	社会福祉事務所長		
担当部署	部	健康福祉部	課	障がい福祉課	
根拠規定	児童福祉法			第21条の5の9第1項	
基準規定	①	児童福祉法		第21条の5の9第1項	
	②				
	③				
処分基準	設定の有無	有	当初設定日	令和3年3月26日	最終更新日 令和3年3月26日
	非公開該当		未設定理由		
	別紙『障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について』による				
標準処理期間	設定の有無		当初設定日		最終更新日
	期間				
聴聞等	適用除外	行政手続法第13条第2項第4号に該当するため			
備考					

不利益処分に係る処分基準　個票

処分ID	4174002	処分名	放課後等デイサービスに係る障害児通所給付費等の給付決定（通所給付決定）の取消し（第21条の5の9第1項を準用）		
区分	不利益処分・法令	処分権者	市長		
担当部署	部	健康福祉部	課	障がい福祉課	
根拠規定	児童福祉法			第21条の5の13第2項	
基準規定	①	児童福祉法		第21条の5の13第2項（第21条の5の9第1項準用）	
	②				
	③				

処分基準	設定の有無	有	当初設定日	令和3年3月26日	最終更新日	令和3年3月26日
	非公開該当		未設定理由			
	別紙『障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について』による					
標準処理期間	設定の有無		当初設定日		最終更新日	
	期間					
聴聞等	適用除外	行政手続法第13条第2項第4号に該当するため				
備考						

不利益処分に係る処分基準　個票

処分ID	4174036		処分名	支給決定の取消し		
区分	不利益処分・法令		処分権者	社会福祉事務所長		
担当部署	部	健康福祉部	課	障がい福祉課		
根拠規定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律				第25条第1項	
基準規定	①	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律			第25条第1項	
	②					
	③					
処分基準	設定の有無	有	当初設定日	令和3年3月26日	最終更新日	令和3年3月26日
	非公開該当		未設定理由			
	別紙『介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）』による					
標準処理期間	設定の有無		当初設定日		最終更新日	
	期間					
聴聞等	聴聞					
備考						

不利益処分に係る処分基準　個票

処分ID	4174037		処分名	地域相談支援給付費又は特例地域相談支援給付費の支給決定の取消し		
区分	不利益処分・法令		処分権者	社会福祉事務所長		
担当部署	部	健康福祉部	課	障がい福祉課		
根拠規定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律				第51条の10第1項	
基準規定	①	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律			第51条の10第1項	
	②					
	③					
処分基準	設定の有無	有	当初設定日	令和3年3月26日	最終更新日	令和3年3月26日
	非公開該当		未設定理由			
	別紙『介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）』による					
標準処理期間	設定の有無		当初設定日		最終更新日	
	期間					
聴聞等	聴聞					
備考						

不利益処分に係る処分基準　個票

処分ID	4175002	処分名	一部負担金不払いによる徴収		
区分	不利益処分・法令	処分権者	市長		
担当部署	部	健康福祉部	課	保険年金課	
根拠規定	国民健康保険法			第42条第2項	
基準規定	①	国民健康保険法		第79条の2	
	②	地方自治法		第231条の3第3項	
	③				

処分基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	令和3年3月25日
	非公開該当		未設定理由			

被保険者が支払うべき一部負担金について，保険医療機関等が善良な管理者と同一の注意をもってその支払いを受けることに努めたにもかかわらず，なお被保険者が当該一部負担金の全部又は一部を支払わないときは，保険者は，当該保険医療機関等の請求に基づき，国民健康保険法第79条の2の規定に基づく地方自治法第231条の3第3項の規定のよる徴収金の例によりこれを処分することができる。
なお，「善良な管理者と同一の注意」とは，病院等の代表者に対する一般的に要求される程度の注意義務をいう。

〇国民健康保険法第79条の2
市町村が徴収する保険料その他この法律の規定による徴収金は、地方自治法第二百三十一条の三第三項に規定する法律で定める歳入とする。

〇地方自治法第231条の3第3項
普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料、法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入につき第一項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該歳入並びに当該歳入に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

標準処理期間	設定の有無		当初設定日		最終更新日	
	期間					
聴聞等	適用除外	行政手続条例第13条第2項第4号に該当するため				
備考	昭和34年3月30日保発第21号					

不利益処分に係る処分基準　個票

処分ID	4175003	処分名	故意の場合の給付制限		
区分	不利益処分・法令	処分権者	市長		
担当部署	部	健康福祉部	課	保険年金課	
根拠規定	国民健康保険法			第60条	
基準規定	①	国民健康保険法		第60条	
	②				
	③				

処分基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	令和3年3月25日
	非公開該当		未設定理由			

国民健康保険法第60条の規定により，被保険者が，自己の故意の犯罪行為により，又は故意に疾病にかかり，又は負傷したときは，当該疾病又は負傷に係る療養の給付等は，行わない。
・「犯罪行為」とは，刑法上刑罰を科される行為のみならず他の法令又は条例等により処罰の対象となる行為を含む。
・「自己の故意の犯罪行為により」とは，例えば無免許で運転し，事故を起こして負傷した場合等が該当する。
・「故意に疾病にかかり，又は負傷したとき」とは，例えば自傷行為や自殺未遂により負傷した場合等が該当する。
・精神疾患により行為又はその結果に対する認識がない場合は，故意とは解せられない。

標準処理期間	設定の有無		当初設定日		最終更新日	
	期間					
聴聞等	適用除外	行政手続法第13条第2項第1号に該当するため				
備考	昭和39年6月1日保文発第299号					

不利益処分に係る処分基準　個票

処分ID	4175004	処分名	闘争・泥酔等の場合の給付制限		
区分	不利益処分・法令	処分権者	市長		
担当部署	部	健康福祉部	課	保険年金課	
根拠規定	国民健康保険法			第61条	
基準規定	①	国民健康保険法		第61条	
	②				
	③				

処分基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	令和3年3月25日
	非公開該当		未設定理由			

国民健康保険法第61条の規定により，被保険者が闘争，泥酔又は著しい不行跡によって疾病にかかり，又は負傷したときは，当該疾病又は負傷に係る療養の給付等は，その全部又は一部を行わないことができる。
・「闘争」とは，いわゆる喧嘩闘争をいう。ただし，正当防衛に当たるときを除く。
・「泥酔」とは，飲酒による酩酊の程度が著しい状態をいう。
・「著しい不行跡」とは，一般社会通念によって判断する

標準処理期間	設定の有無		当初設定日		最終更新日	
	期間					
聴聞等	適用除外	行政手続法第13条第2項第1号に該当するため				
備考						

不利益処分に係る処分基準　個票

処分ID	4175005	処分名	療養に関する指示に従わない場合の給付制限		
区分	不利益処分・法令	処分権者	市長		
担当部署	部	健康福祉部	課	保険年金課	
根拠規定	国民健康保険法			第62条	
基準規定	①	国民健康保険法		第62条	
	②				
	③				

処分基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	令和3年3月25日
	非公開該当		未設定理由			

国民健康保険法第62条の規定により，保険者は，被保険者又は被保険者であった者が，正当な理由なしに療養に関する指示に従わないときは，療養の給付等の一部を行わないことができる。
・「療養に関する指示に従わない」とは，医師等の指示に従わなかったために効果的な療養に支障を生じたことにより，著しく保険給付費の増大をもたらすと認められる場合をいう。
・給付制限については，個々のケースに応じて判断する。

標準処理期間	設定の有無		当初設定日		最終更新日	
	期間					
聴聞等	適用除外	行政手続法第13条第2項第1号に該当するため				
備考	昭和26年5月9日保発第37号					

不利益処分に係る処分基準　個票

処分ID	4175006	処分名	強制診断等拒否の場合の給付制限		
区分	不利益処分・法令	処分権者	市長		
担当部署	部	健康福祉部	課	保険年金課	
根拠規定	国民健康保険法			第63条	
基準規定	①	国民健康保険法		第63条	
	②				
	③				

処分基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	令和3年3月25日
	非公開該当		未設定理由			

国民健康保険法第63条の規定により，保険者は，被保険者若しくは被保険者であった者又は保険給付を受ける者が，正当な理由なしに，同法第66条の規定による命令に従わず，又は答弁若しくは受診を拒んだときは，療養の給付等の全部又は一部を行わないことができる。
療養の給付等を制限する際の判断基準は，次に掲げるとおりである。
・国民健康保険法第66条の規定の規定による，保険給付に関して必要があると認めるときに行う文書その他の物件の提出若しくは提示命令に違反したとき又は当該職員による質問若しくは診断を拒んだとき。
・給付制限の処分については，個々のケースに応じて判断する。

標準処理期間	設定の有無		当初設定日		最終更新日	
	期間					
聴聞等	適用除外	行政手続法第13条第2項第1号に該当するため				
備考						

不利益処分に係る処分基準　個票

処分ID	4175008	処分名	被保険者に対する不正利得の徴収		
区分	不利益処分・法令	処分権者	市長		
担当部署	部	健康福祉部	課	保険年金課	
根拠規定	国民健康保険法			第65条第1項	
基準規定	①	国民健康保険法		第65条第1項	
	②				
	③				

処分基準	設定の有無	有	当初設定日	平成30年4月1日	最終更新日	令和3年3月25日
	非公開該当		未設定理由			

国民健康保険法第65条第1項の規定により，偽りその他不正の行為によって保険給付を受けた者があるときは，保険者は，その者からその給付の価額の全部又は一部を徴収することができる。
・「偽りその他不正の行為」とは，詐欺（刑法第246条）等が該当するが，必ずしも犯罪に限らず，社会通念上不正行為と認められる行為を指す。
・「保険給付を受けた者」とは，被保険者であるかどうかを問わず，被保険者証の不正使用などにより本来受けることができない保険給付を受けた者全てが該当する。

標準処理期間	設定の有無		当初設定日		最終更新日	
	期間					
聴聞等	適用除外	行政手続条例第13条第2項第4号に該当するため				
備考						

不利益処分に係る処分基準　個票

処分ID	4175009	処分名	保険医等に対する連帯納付命令		
区分	不利益処分・法令	処分権者	市長		
担当部署	部	健康福祉部	課	保険年金課	
根拠規定	国民健康保険法			第65条第2項	
基準規定	①	国民健康保険法		第65条第2項	
	②				
	③				
処分基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日 令和3年3月25日
	非公開該当		未設定理由		
	国民健康保険法第65条第2項の規定により，保険医又は主治の医師が，保険者に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため，その保険給付が行われたものであるときは，保険者は，当該保険医又は主治の医師に対し，保険給付を受けた者に連帯して徴収金を納付すべきことを命ずることができる。 この場合において，「保険者に提出されるべき診断書」とは，例えば療養費の支給を申請するときに申請書に添付する意見書，同意書等，及び申請書に記載される医師又は歯科医師の意見書等が含まれる。				
標準処理期間	設定の有無		当初設定日		最終更新日
	期間				
聴聞等	適用除外	行政手続条例第13条第2項第4号に該当するため			
備考					

不利益処分に係る処分基準　個票

処分ID	4175010	処分名	保険医療機関の費用返納命令等		
区分	不利益処分・法令	処分権者	市長		
担当部署	部	健康福祉部	課	保険年金課	
根拠規定	国民健康保険法			第65条第3項	
基準規定	①	国民健康保険法		第65条第3項	
	②				
	③				
処分基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日 令和3年3月25日
	非公開該当		未設定理由		

国民健康保険法第65条第3項の規定により，保険医療機関等又は指定訪問看護事業者が偽りその他不正の行為によって療養の給付に関する費用等の支払を受けたときは，当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に対し，その支払った額につき返還させるほか，その返還させる額に100分の40を乗じて得た額を支払わせることができる。
・「偽りその他不正の行為」とは，詐欺（刑法第246条）等が該当するが，必ずしも犯罪に限らず，社会通念上不正行為と認められる行為を指す。
・不正請求に係る加算金の請求は，監査等により明らかとなった保険医療機関等の不正請求の額について行う。

標準処理期間	設定の有無		当初設定日		最終更新日	
	期間					
聴聞等	適用除外	行政手続条例第13条第2項第4号に該当するため				
備考						

不利益処分に係る処分基準　個票

処分ID	4175011	処分名	保険料の徴収		
区分	不利益処分・法令	処分権者	市長		
担当部署	部	健康福祉部	課	保険年金課	
根拠規定	国民健康保険法			第76条第１項，第３項	
基準規定	①	国民健康保険法		第76条第１項，第３項	
	②	鈴鹿市国民健康保険条例		第７条～第31条	
	③				
処分基準	設定の有無	有	当初設定日	平成30年4月1日	最終更新日	令和3年3月25日
	非公開該当		未設定理由			

国民健康保険法第76条第1項の規定により，国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（当該市町村が属する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を含む。以下同じ。），財政安定化基金拠出金の納付に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用に充てるため，被保険者の属する世帯の世帯主から保険料を徴収しなければならない。
また，保険料のうち介護納付金の納付に要する費用に充てるための保険料は，介護保険法第9条第2号に規定する被保険者である者について賦課するものとする。

保険料の額は，鈴鹿市国民健康保険条例第7条から第31条までに規定する額による。

標準処理期間	設定の有無		当初設定日		最終更新日	
	期間					
聴聞等	適用除外	行政手続法第13条第2項第4号に該当するため				
備考						